

世子尚寧の、進貢のため正議大夫鄭礼等を遣わす執照

(一五九三、一二、二六)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の鄭礼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。所^よ掬りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第八号半印勘合執照を給し、通事蔡奎等に付して、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^と処及び沿海巡哨の官軍の驗実^しに遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭礼 人伴一十名

使者一員 馬富多 人伴五名

通事一員 蔡奎 人伴二名

存留在船使者二員 馬鐘美 遠達魯 人伴四名

存留在船通事一員 陳榮 人伴二名

管船火長・直庫二名 陳¹營 吳度姑頼

附搭の土夏布二百匹

右の執照は通事陳榮等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十一年(一五九三)十二月二十六日給す

進貢等の事の為にす 執照

注* 『明実録』万曆二十二年十一月己亥の条に関連の記事がある。

(1) 陳營 生没年不詳。久米村陳氏(仲本家)七世(『家譜(二)』四九〇頁)。

1-32-02

世子尚寧の、指揮史世用の護送のため使者于瀾等を遣わす執照

(一五九四、一〇、一一)

琉球国中山王世子尚(寧)、官員を護送する事の為にす。

照得するに、本年(一五九四)八月二十九日、北京兵部の差委せる錦衣衛指揮史世用に拠るに、使を奉じて日本に公幹す。意ならずも駕来の船隻は風に遇いて所を失い、造船を待候して回還せんとするも、誠に違限を恐るれば、速¹やかならざるを得ず、小船に順搭して国に至る、とあり。看得するに、本員は爰^かぞ是れ中朝の使臣なるや。審^つかにするに、難に遇いて此に到る。礼として当に転送すべし。此の為に今、使者・通事等の官の于瀾等を遣わし、夷梢を率領し、鳥船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄八千斤を順載